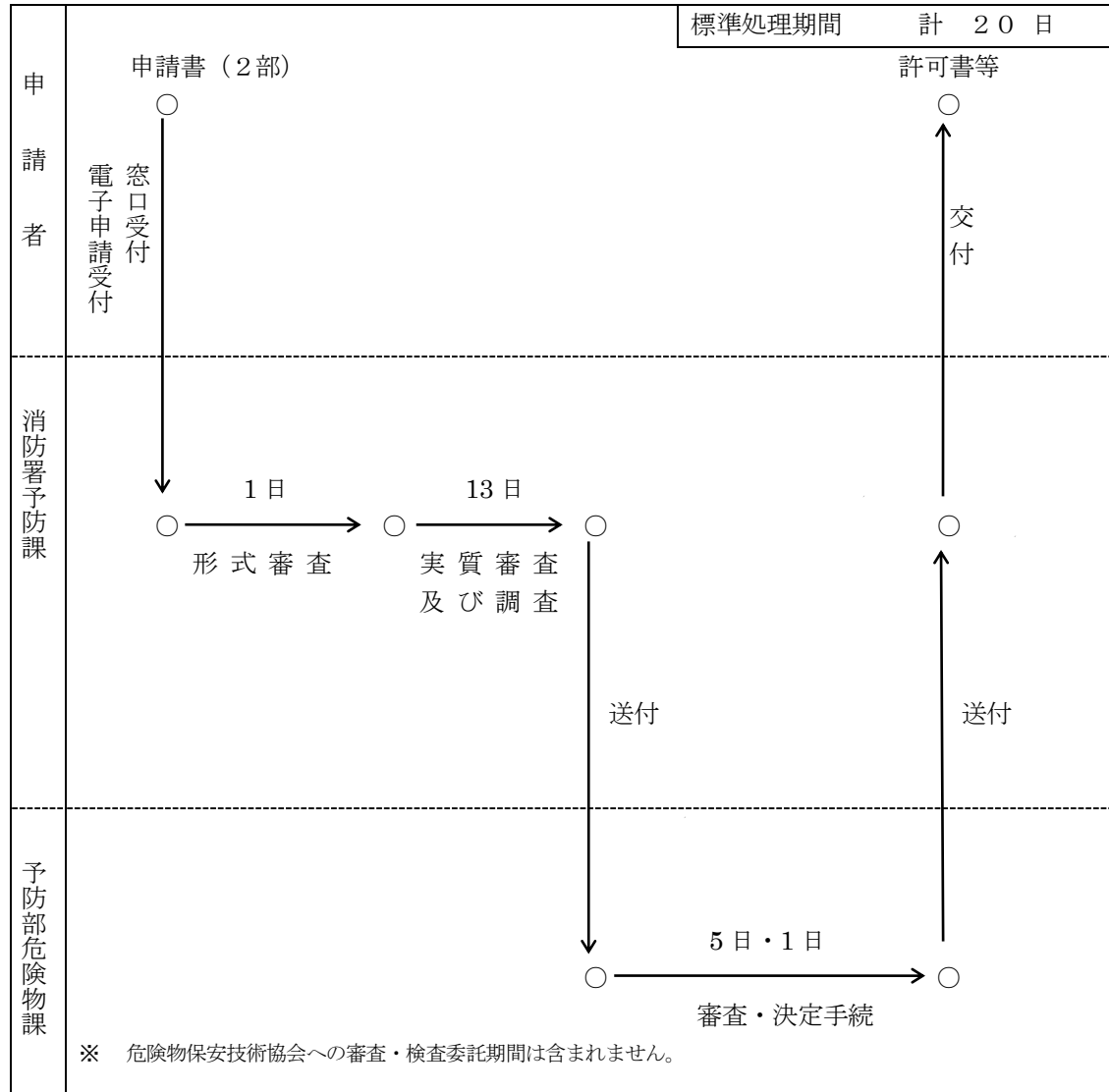


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部危険物課保安規制係 電話 3212-2111

事務名 危険物施設の設置・変更許可申請（本庁決定案件）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査及び調査	申請書の内容について法令の規定及び危険物施設の審査基準に適合しているかどうかを審査します。 必要に応じて現地を調査します。
3	送付	申請書及び審査書を予防部危険物課へ送付します。
4	審査・決定手続	許可の諾否について審査し、決定します。
5	送付	申請書及び審査書を消防署へ送付します。
6	交付	許可する場合は、申請者に許可書等を交付します。